

文京学院大学教学IRデータマネジメント規程

（趣旨）

第1条 本規程は、文京学院大学（以下「本学」という。）の諸活動の目標設定や戦略の立案、意思決定等を行う際に必要な大学情報の有効活用について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本規程においてインスティテューショナル・リサーチ（以下「IR」という。）とは、大学の教育研究、運営等に資する政策提言機能の強化のため、学内及び学外の情報を収集及び分析し、必要な情報の活用に基づいた計画の立案並びに計画の進捗状況及び成果の評価を通じて、本学における継続的な改善活動を行うための意思決定の支援をいう。

（IR業務）

第3条 本学におけるIR業務は、次に掲げる業務のことをいう。

- （1）本学の教学に関するデータ収集、蓄積、分析および報告
- （2）大学の意思決定を支援するためのデータ提供および解析
- （3）IRデータの適正な管理および保護に関する業務
- （4）教学IRデータマネジメント規程に基づく情報管理の実施
- （5）学内の各部門との連携促進によるデータ活用の推進
- （6）その他、IRに関連する事項
- （7）前各号に掲げる業務のほか、情報の収集、分析及び提供を通じた政策提言、計画策定の促進に関する業務

（全学管理責任者及び全学管理副責任者）

第4条 本学に全学管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 全学管理責任者は、IRデータに関する業務を総括する。
- 3 本学に全学管理副責任者を置き、総合研究所長をもって充てる。
- 4 全学管理副責任者は、全学管理責任者を補佐し、IRデータマネジメントの円滑な運用を支援する。

（全学運用管理者）

第5条 本学に全学運用管理者を置き、教学IRセンターの責任者をもって充てる。

- 2 全学運用管理者は、IRデータの適切な保護管理及び運用を行うとともに、IRDIP（Data Infrastructure Platform、データ統合プラットフォーム）の管理を担う。
- 3 全学運用管理者は、IRDIP等のシステムへのアクセス権限を有する者を指定し、必要なセキュリティ対策を講じる。

（IRデータの利用目的）

第6条 IRデータの利用目的は、以下に限る。

- （1）本学の教育、研究、社会貢献及び経営戦略立案のための基礎資料作成
- （2）本学の自己点検・評価及び認証評価対応のための資料作成
- （3）学内外への情報提供及び社会的責任の履行
- （4）その他、全学運用管理者が適当と認めた場合

（アクセス権限）

第7条 全学運用管理者は、前条に掲げる目的を達成するために、役職員に対し、必要に応じてIRデータ、IRDIPデータ及びダッシュボードへのアクセス権限を付与する。

- 2 アクセス権限の付与は、利用目的に応じた最低限の範囲に限る。

（個人情報の取り扱い）

第8条 IRデータに含まれる個人情報の取り扱い、個人情報保護法および学校法人文京学院個人情報の保護に関する規程に準じるものとする。

2 全学運用管理者は、個人情報を含むデータの管理にあたり、細心の注意を払わなければならない。

(監査)

第9条 全学管理責任者は、必要に応じて監査を実施し、IRデータに関する適正な運用及び安全管理を確保する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、大学運営会議の議を経て理事会が決定する。

(雑則)

第11条 本規程に定めるもののほか、IRデータマネジメントに関し必要な事項は、文京学院大学教学IRセンター規程および教学IRデータの管理及び使用に関する内規に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年5月1日より施行する。

本規程の施行に伴い令和4年6月1日施行「文京学院大学教育・学習データ利活用に関する規程」は廃止する。